



令和6年度第2回「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」 の開催

京都市では、「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を一層推進するため、市民、子どもと家庭に関わる民間団体、学識経験者等で構成する「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」（以下「推進協議会」という。）において、憲章の実践に関する審議を行っています。

この度、令和6年度第2回推進協議会を下記のとおり開催します。

【「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」の概要】

- 日 時 令和7年3月26日（水）午後1時から3時まで（予定）
- 場 所 Question 7階「クリエイティブcommons」
（〒604-8006 中京区河原町通御池下る下丸屋町 390-2）



【最寄り駅】

- ・京都市営地下鉄「京都市役所前駅」
1番出入口 徒歩約1分
- ・京阪電車「三条駅」
12番出口 徒歩約5分

※ 駐車場がございませんので、公共交通機関を御利用ください。

- 議 題 ・ 令和7年度「行動指針」について
・ 令和7年度「京都はぐくみ憲章」実践推進者表彰について
・ その他（子育て応援交流会の報告等）
- 傍 聴 （1）定員3名（先着順） ※ 別途、記者席は用意します。
（2）傍聴受付は、当日の午後12時30分から会場前にて受け付けます。定員になり次第、受付を終了しますので、あらかじめ御承願います。

【参考】

- 「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」について
子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、市長に対し、意見を述べていただきます。（※委員一覧は別紙参照）

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室はぐくみ文化創造発信担当
電話：075-251-0457

京都はぐくみ憲章

～子どもを共に育む京都市民憲章～

京都はぐくみ憲章

～ 子どもを共に育む京都市民憲章 ～



わたしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議